

# 愛知県内各地区事務局長会議

期日 令和2年9月5日(土)

愛知県剣道連盟事務所 於

議 題 1. 秋季審査会 以下の要領にて実施してください。

各地区剣道連盟にて安全、安心を第一に配慮し実施してください。

- ① 受審者以外の入場について、基本的に認めない。保護者・付き添いは入場厳禁。
- ② 各段の審査開始時刻は、時間的余裕をもって設定し、会場が受審者で密にならないように、入場者を入れ替え制にして運営すること。
- ③ 形審査の組数は、人数によって8-10組に増やしても構わない。
- ④ 審査用紙は各地区全て30人で1枚になっているので、合格発表は30名以内ずつで行うこと。(多くて30名、できるだけ少ない人数ごとに発表する。)
- ⑤ 合格発表は審査会場で行わず別会場で行う。別会場が使用できない場合は外で実施。
- ⑥ 審査員、立会、係員、全ての関係者はフェイスシールド及びマスクを必ず着用すること。
- ⑦ 各地区のフェイスシールド不足分 (審判員用) は県が負担する。
- ⑧ 更衣室前にも係員を配置し、更衣室内が密にならないように誘導する。更衣室を利用する場合、部屋の大きさに応じた人数で使用するよう係員を配置する
- ⑨ 更衣室やトイレの中では、極力会話をしない。
- ⑩ 受審者が審査会場に入場する入り口では、足のアルコール消毒を行う。消毒液や除菌ティッシュなどは受審者各自で持参する。(主催者も必ず用意しておくこと)

使用済みペーパー等は開催連盟では回収しなく各自持ち帰りを徹底する。

⑪ 受審者の入口・出口を区分する（一方通行）

⑫ 靴は下駄箱を使用せずビニール袋等持参各自で管理する。（主催者は忘れた人の為ビニール袋を用意する。使用したビニール袋を主催者は回収してはいけない、各自で持ち帰ること。

⑬ 実技審査において、受審者は面マスクとシールドとの装着を併用すること。マスクは口を覆うものであれば個人に合ったものを使用してよい。鼻を出すことも可。

⑭ 形審査及び実技審査において受審者の発声を認める。普段通りで構わない。

⑮ 秋季及び冬季審査会の初段～三段基本技は今年度行わない。

実技審査における稽古時間は、初段及び二段は 30 秒、三段は 40 秒とする。

⑯ 学科試験の採点は、各地区の審査員で行う。合格は 50 点以上。直筆ならば鉛筆でもボールペンでも可。

提出したレポートに不備がある場合は本人に差戻し、再提出させる。